

呉下の阿蒙に非ず

高校3年生の夏休み、大阪の予備校に通った。数学は大阪大学の教授に教えていただいた。すばらしい講義であり、わくわくする思いで毎日通った。その結果、数学に苦手意識があった私は、数学好きになり、大学受験では得意科目となった。表題の言葉は講義の中で先生が教えてくれた諺である。同時に、「士別れて三日、即ち刮目して相待すべし」という諺も教わった。



(竹内)

雇用促進税制の創設

平成23年税制改正において、雇用促進税制が創設され、一定の条件を満たした会社・個人事業者に対し、雇用増加人数1人あたり最大20万円の税額控除※が受けられるようになりました。

※当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度

具体的な条件は、以下の通りです。

- ① 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まる事業年度において、
 - ア. 前事業年度末からの雇用者増加数5人以上（中小企業は2人以上）
 - かつ
 - イ. 前事業年度末からの雇用者増加の割合が10%以上
- ② 青色申告書を提出する事業者であること
- ③ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ④ 適用年度における給与等の額が、比較給与等支給額※以上であること
 ※比較給与等支給額＝前事業年度の給与等の支給額＋前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%
- ⑤ 風俗営業等を営む事業主ではないこと
- ⑥ 事業年度開始後2か月以内※に、「雇用促進計画」を所轄ハローワークに提出していること
 ※平成23年4月1日から同年8月31日までに事業年度を開始した法人については、特別措置として平成23年10月31日まで
- ⑦ 事業年度終了後2か月以内に、「雇用促進計画」の達成について、ハローワークの確認を得ること

従業員を増やす可能性がある事業主様は、ぜひ事前に、当事務所までご相談ください。

(大寺)

9月の税務

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 8月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…9月12日 2 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…9月30日 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…9月30日 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…9月30日 | <ol style="list-style-type: none"> 5 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分 申告期限…9月30日 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…9月30日 7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…9月30日 |
|---|---|



平成23年9月分より厚生年金保険料率に変更となります

被保険者報酬月額算定基礎届提出により、平成23年9月からの標準報酬月額が決定しております。

9月1日からは新しい標準報酬月額に基づき、保険料や手当金が計算されます。

また、平成23年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率に変更になります。

等級改定、保険料率変更による控除保険料の変更にご注意ください。

尚、健康保険・介護保険料率に変更はありません。

| 現行 | 改定後 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 厚生年金保険料率 16.058% (個人負担 8.029%) | 厚生年金保険料率 16.412% (個人負担 8.206%) |
| 健康保険料率 9.56% (個人負担 4.780%) | 健康保険料率 現行どおり |
| 介護保険料率 1.51% (個人負担 0.755%) | 介護保険料率 現行どおり |



(岩佐)

9月の社会保険労務

- | | | |
|-----|---|--|
| 10日 | 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署) | 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届 |
| 30日 | 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行) 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所) | ※ 老人週間(15日~21日) 健康増進普及月間 船員労働安全衛生月間 障害者雇用支援月間 |
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届

建設係

建設業の許可③

前月号に続き、建設業の許可についての要件を説明していきます。

★知事許可と大臣許可★

建設業の許可には、「知事許可」と「国土交通大臣許可」があります。

- | | | |
|----------|---|------------------------|
| 知事許可 | ⇒ | 一つの都道府県内にのみ営業所を設けている場合 |
| 国土交通大臣許可 | ⇒ | 二つ以上の都道府県に営業所を設けている場合 |

注)建設業法でいう「営業所」とは、本店・支店などで常時建設工事の請負契約を締結する事務所のことであり、請負契約の見積、入札等の実態的な業務を行い、かつ、専任技術者が常勤していることを要件としています。

そのため、単なる登記上の本店、事務連絡所等は、営業所には該当しません。

★許可の区分★

建設業の許可は「一般建設業」と「特定建設業」の2種類があります。

元請(発注者から直接請け負う)1件の建設工事につき、当該工事に係る下請代金の総額が3,000万円<税込>(建築一式工事のみ、4,500万円)以上の下請契約を締結する場合は特定建設業の許可が必要となります。

★許可の有効期間★

許可日から5年目の対応する日の前日をもって満了します。

引続き建設業を営む場合は、許可の満了日30日前までに許可申請書を提出する必要があります。また、申請書類は許可満了日の3ヶ月前から提出可能となっております。(待田)

資産税係

平成23年度の相続・贈与税関係の改正点

平成23年度税制改正法が、平成23年6月30日に公布・施行されました。当初の法案に盛り込まれていた[相続税の基礎控除の引き下げや税率構造の見直しなどの大幅な改正は見送られました。](#)

改正事項の一つとしては、直系尊属からの住宅取得資金贈与の特例、および相続時精算課税制度における住宅取得資金贈与の特例について、要件の緩和が行われました。

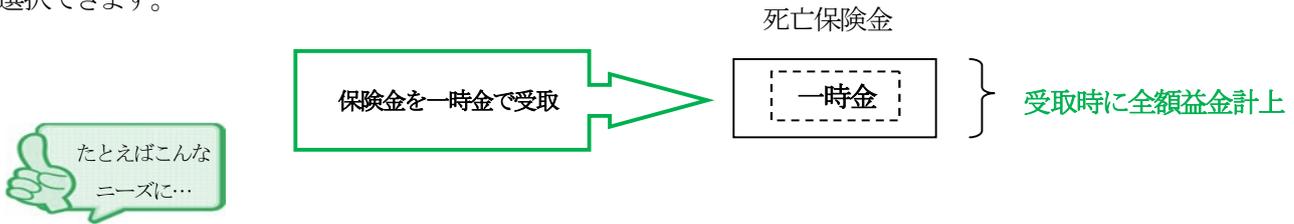
これまで、住宅を取得するための資金の贈与が適用対象となっており、土地を取得するための贈与は、建売住宅の取得などのように、住宅の取得とともに取得される場合のみが適用対象とされていました。

今回の改正では、住宅を新築するために、まず**土地のみを取得**し、その取得資金として直系尊属から贈与された資金を充てた場合にも、非課税の特例が適用できるようになりました。ただし、先行取得した土地に、資金の贈与を受けた年の**翌年3月15日までに、住宅を取得して居住**すること、あるいは居住することが確実であること、という条件は、そのままとされています。

平成23年1月1日以後の贈与から適用されます。

(坂田)

現在、法人または個人事業主様のご加入の保険で、死亡時の保険金を満額の一時金として受け取ることとされている方が多いのではないかと思います。
「年金支払特約」を付加することで、経営者が万一の場合、**保険金受取時のニーズや会社の業況に応じた受取方法**を選択できます。



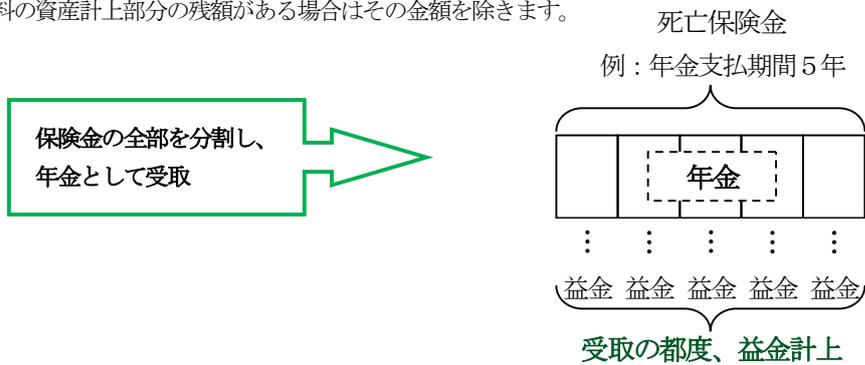
○**後継者への事業継承後、借入金の特種返済資金や経営者の死亡退職金の財源 など**

税務取扱の
ポイント

【**保険金を一時金で受け取る場合**】

法人が受け取る一時金は全額益金計上(※)となるため、法人税等の課税対象となります。ただし、受け取った一時金を原資に同一事業年度内に死亡退職金・弔慰金として支給した場合は、社会通念上妥当な金額であれば損金に算入でき、益金計上額と相殺されるため課税が発生しませんが、損金額を超えて一時金が残る場合は、残った部分が課税対象となります。
 ※保険料の資産計上部分の残額がある場合はその金額を除きます。

たとえばこんな
ニーズに…



○**後継者への事業継承後、数年間にわたる売上減少への備え、借入金の返済資金**

税務取扱の
ポイント

【**保険金を分割し、年金として受け取る場合**】

保険金等の支払事由発生前に年金支払特約を付加している場合、法人が受け取る年金は毎年受取の都度、益金計上(※)となるため、法人税等の負担が平準化されます。
 ※国税庁見解（平成15年12月）による。
 ※保険料の資産計上部分の残額がある場合は、年金総額のうち支払を受ける年金額に対応する部分の金額を除きます。

保険会社や保険商品によっては、一時金と年金受取の併用が可能な場合があります。会社の状況や今後の経営展開を考えて「年金支払特約」の付加をお考えになってみてはいかがでしょうか？

注※この記事の「年金」とは、「分割受取」を選択した場合に毎年一定に受け取ることができるお金のことをさします。
 また、記載の税務取扱は平成23年4月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

(井村)

看護師の宿直料や日直料は給与等に該当します。ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合を除き、その支給の基因となった勤務1回につき支給される金額のうち、4,000円までの部分については、課税されません。

- ① 休日又は夜間の留守番だけを行うために雇用された者及びその場所に居住し、休日又は夜間の留守番をも含めた勤務を行うものとして雇用された者に当該留守番に相当する勤務について支給される宿直料又は日直料
- ② 宿直又は日直の勤務をその者の通常の勤務時間内の勤務として行った者及びこれらの勤務をしたことにより代日休暇が与えられる者に支給される宿直料又は日直料
- ③ 宿直又は日直の勤務をする者の通常の給与等の額に比例した金額又は当該給与等の額に比例した金額に近似するように当該給与等の額の階級区分等に応じて定められた金額(以下この項においてこれらの金額を「給与比例額」という。)により支給される宿直料又は日直料(当該宿直料又は日直料が給与比例額とそれ以外の金額との合計額により支給されるものである場合には、給与比例額の部分に限る。)

同じ看護師が、宿直と日直を引き続き行った場合は、通常の宿直、日直に相当するそれぞれの勤務時間を経過するごとに勤務1回を行ったものとします。

また、宿直、日直のためだけに雇用された医師の場合は、休日または夜間の勤務がその人の正規の勤務時間に該当しますので、報酬の金額が給与として課税されることとなります。
 (後藤)

中小企業の会計に関する指針(平成23年度版)が7月20日に公表されました。昨年度も記事に書きましたが、この指針に従った財務諸表は、単に税法に従ったそれより経済的実態を正しく表示しているとみなされるため、採用した企業は金融機関等から有利な取り扱いを受けることができます。(当然、財務諸表作成が多少面倒になります。)

昨年度からの変更点は、主として2つしかありません。

- ① 用語が平易になった。
- ② 注記事項が増えた。

増加した注記事項には、会計方針の変更に関する注記、表示方法の変更に関する注記、会計上の見積りの変更に関する注記、誤謬の訂正に関する注記、等があります。

先述の金融機関からの有利な取り扱いに関しましては、来月号の記事で詳しくお伝えする予定です。 (渡邊)

新入職員紹介

税務部 第1課 山崎由香

はじめまして、新入職員の山崎由香です。7月19日から、さくら事務所の一員になりました。

7月19日・・・そうです！！あの超大型台風6号が上陸するか否かという日でした。外は大荒れ状態の中出社しましたが、結局その日は早退(;;) 初出勤にして、初早退です。25年の人生の中で新たな門出を迎える瞬間は幾度とありましたが、こんなハプニングは初めてでした。あっ、決して「雨女」ではありません。どちらかといえば、「晴れ女？」な山崎です(*_*)そんな私は、高校時代は「弓道」大学時代は「クリケット(←イギリス式の野球です。元は貴族のスポーツらしいです。)」に精を出していました。なので、体力だけは自信があります。

最後になりましたが、まだまだ分からない事も多くご迷惑をおかけする事もあると思いますが、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。

税務部 資産税課 堀江美穂

はじめまして。このたび途中入社した堀江です。事務所での経験がなく、入社するまで、いろいろと不安でしたが、事務所の雰囲気の良さに感動しました(^-^) まだまだわからないこと、不慣れなことだらけですが、早くみなさまのお役に立てるよう、勉強していきます。ご迷惑おかけすることもあるかと思いますが、一生懸命がんばりますのでよろしくお願い致します。

お盆も過ぎましたが、まだまだ暑い日が続きますね。ところで、わたしは異様にクーラーが苦手で、猛暑日でも扇風機すら使わないことがあります。暑いことは暑いのですが…。実にエコな体質です。そのため家では、涼みたい家族 vs 嫌がる私で常に争いが絶えません。。。と少し自己紹介させていただきました(笑)

これから少しずつ皆様とお話していければと思います。

職員結婚報告

税務部 資産税課 渡邊 功

今年の5月5日(子供の日)に結婚しました。年齢合わせて74歳、遅きに失した感がありますが新婚であります。

結婚前、某所長からは「戦う姿勢は見せても良いが、決して戦ってはならない。」、先輩からは「髪型の変更は、瞬時に気づかなければ大変なことになる。」とのアドバイスを頂きました。よくわからないままぼんやりと、ありがとうございます、と返事をした記憶があります。

入籍して早三ヶ月がたちました。相方がロングをボブにバッサリ切った事に気がつかず、あろうことか詭弁でその場をしのごうとしたその時点から、彼女の意見は法律に、相談は通告に、依頼は命令に自動変換されるようになりました。ありがたいアドバイスを頂戴していたんだなあ、としみじみ実感しています。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

税務部 第5課 原田 茜(旧姓:佐木山)

報告が遅くなりました(。・▽・) /
 今まで名字が珍しく覚えられやすかった、私佐木山茜ですが… 7月18日に籍を入れ原田茜になりました!!!

8月には式を挙げる事ができ、今まで支えて下さった方々には大変感謝しています(´▽`*)
 氏が変わって1ヶ月以上経ちますが、未だに名前を呼ばれても俊敏に反応できません。(汗)
 妻としてしっかりしなくてはと思いながらも、おっちょこちょいかつ、未だにプチいじられキャラは健在です!!!!(□´) /
 事務所で今現在1番新婚なので、ピンク色のオーラ(笑)を出しながら日々仕事に取り組んでいきたいと思っていますので、温かく見守ってください!!!



さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
 〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
 ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
 Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
 TEL : 088-625-2556
 FAX : 088-654-1181